



2025 年 6 月 4 日

会 社 名 塩野義製薬株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 CEO 手代木 功
(コード番号 4507 東証プライム)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 京川 吉正
TEL. 06-6209-7885

**(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う
「鳥居薬品株式会社株式（証券コード：4551）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」
の訂正に関するお知らせ**

塩野義製薬株式会社（本社：大阪市中央区、代表取締役会長兼社長 CEO：手代木 功、以下「公開買付者」といいます。）は、2025 年 5 月 7 日開催の取締役会決議により、鳥居薬品株式会社（株式会社東京証券取引所プライム市場上場、証券コード：4551、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、2025 年 5 月 8 日から本公開買付けを実施しております。

対象者が、本日付で「東レ株式会社が 2025 年 5 月 27 日付で公表した経口そう痒症改善剤「レミッチ®」用途特許に関する特許権侵害訴訟と当社の関係について」を公表したことに伴い、2025 年 5 月 8 日付で提出いたしました公開買付届出書（2025 年 5 月 28 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）について、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第 27 条の 8 第 2 項の規定に基づき、本日、公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、2025 年 5 月 7 日付「鳥居薬品株式会社株式（証券コード：4551）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（2025 年 5 月 28 日付で公表した「（訂正）公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「鳥居薬品株式会社株式（証券コード：4551）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」で変更された事項を含みます。）の内容を訂正いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本訂正は、法第 27 条の 3 第 2 項第 1 号に定義される買付条件等を変更するものではありません。また、訂正箇所には下線を付しております。

記

4. その他

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

(訂正前)

①「2025 年 12 月期第 1 四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）」

<後略>

②「2025 年 12 月期の中間配当及び期末配当予想の修正（無配）に関するお知らせ」

対象者が、本日付で公表した「2025 年 12 月期の中間配当及び期末配当予想の修正（無配）に関するお知らせ」によれば、対象者は同日開催の対象者取締役会において、2025 年 12 月期の中間配当及び期末配当を行わないことを決議したとのことです。詳細につきましては、対象者の当該公表内容をご参照ください。

(訂正後)

①「2025 年 12 月期第 1 四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）」

<後略>

②「2025 年 12 月期の中間配当及び期末配当予想の修正（無配）に関するお知らせ」

対象者が、2025 年 5 月 7 日付で公表した「2025 年 12 月期の中間配当及び期末配当予想の修正（無配）に関するお知らせ」によれば、対象者は同日開催の対象者取締役会において、2025 年 12 月期の中間配当及び期末配当を行わないことを決議したとのことです。詳細につきましては、対象者の当該公表内容をご参照ください。

③「東レ株式会社が 2025 年 5 月 27 日付で公表した経口そう痒症改善剤「レミッチ®」用途特許に関する特許権侵害訴訟と当社の関係について」

対象者は、本日付で「東レ株式会社が 2025 年 5 月 27 日付で公表した経口そう痒症改善剤「レミッチ®」用途特許に関する特許権侵害訴訟と当社の関係について」（以下「本件」といいます。）を公表しております。詳細につきましては、対象者の当該公表内容をご参照ください。なお、対象者が本日付で公表した「（訂正）「塩野義製薬株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部訂正について」によれば、当該特許権侵害訴訟の判決が確定していない現時点では対象者の収益計上時期及び収益計上額は引き続き不明であること、対象者は公開買付者による各種デュー・ディリジェンスを受け、当該特許権侵害訴訟のその時点の状況や対象者及び東レ株式会社間の合意の概要を公開買付者に伝達した上で、公開買付者と本公開買付けに係る交渉をしていること、並びに本件によって上記「1. 買付け等の目的等」の「（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び

意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の本公開買付け価格への評価が変わるものではないことから、本公開買付けに関する意見の内容に変更はないとのことです。

以 上

[お問合せ先]

塩野義製薬ウェブサイト お問い合わせフォーム：

<https://www.shionogi.com/jp/ja/quest.html#3>.

【勧誘規制】

- ・ 本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書を注意深くお読みいただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

- ・ 本公開買付けは、日本で設立された会社である対象者株式を対象としています。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準に準拠して行われるものとし、その手続及び基準は、米国で適用される手続及び情報開示基準と必ずしも同一ではありません。特に、米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。以下同じです。）第 13 条（e）又は第 14 条（d）及びこれらの条項に基づく規則は、本公開買付けには適用されず、本公開買付けは、これらの手続及び基準に沿ったものではありません。本プレスリリースの中に含まれる財務情報は、日本の会計基準又は国際会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。公開買付者及び対象者が米国外で設立され、その役員の全部又は一部が米国外居住者であるため、米国の証券関連法に基づいて発生する権利又は請求権を行使することが困難となる可能性があります。また、米国外の法人及びその役員に対して、米国の証券関連法の違反を根拠として米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- ・ 公開買付者、対象者及び日本たばこ産業の各財務アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関係会社を含みます。）は、その通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引法及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）規則 14e-5（b）の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の計算で、公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは、市場取引を通じた市場価格又は市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った財務アドバイザー、対象者又は公開買付代理人の英語ウェブサイト（又はその他の開示方法）においても開示が行われます。
- ・ 本公開買付けに関する手続は全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

【将来に関する記述】

- ・ 本プレスリリースには、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933）（その後の改正を含みます。）第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第 21E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者又はその関係者は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本プレスリリースの中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。

【その他の国】

- ・ 国又は地域によっては、本プレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本プレスリリースの発表、発行又は配布は本公開買付けに関する株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。